

# 障害者差別解消法施行に向けた状況

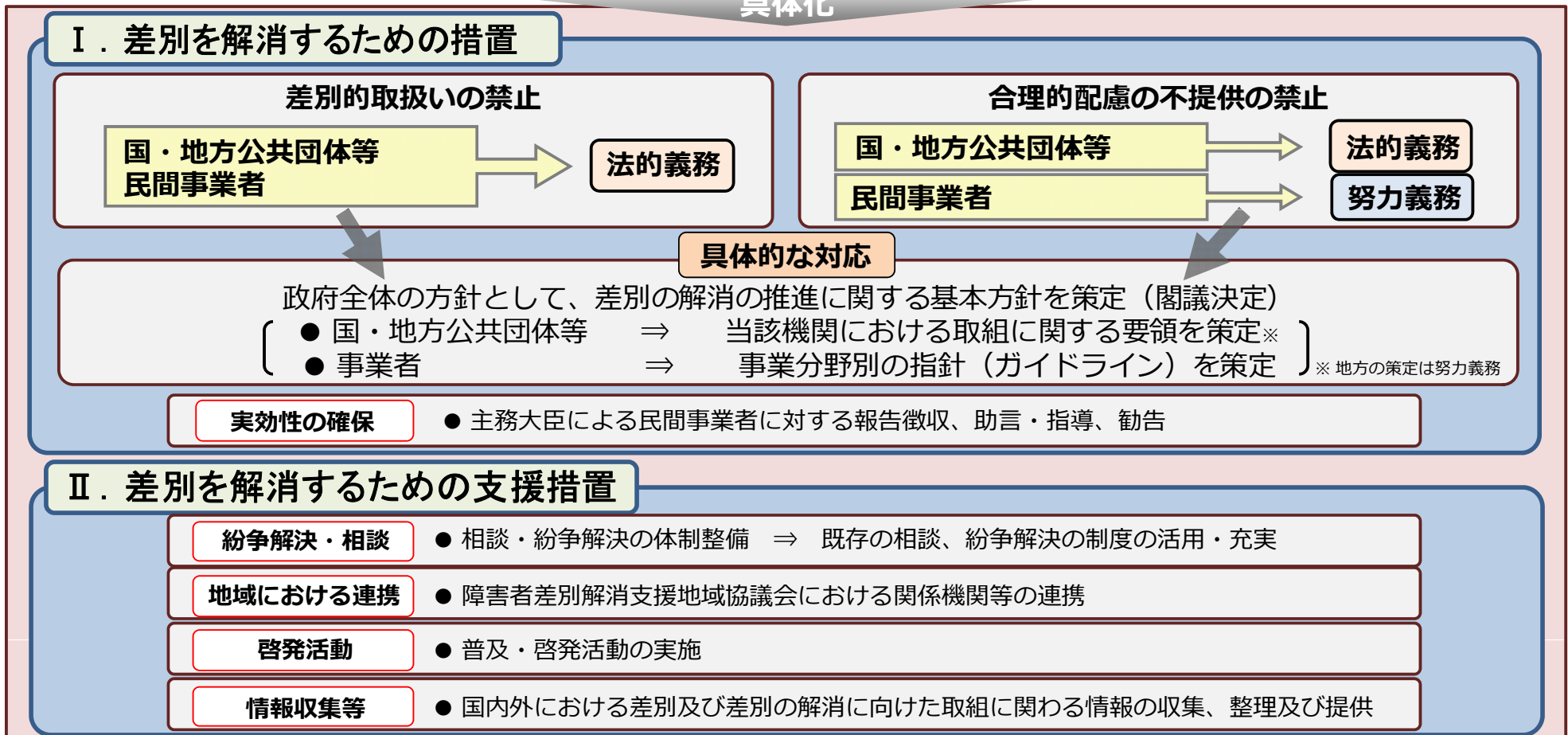
---

平成27年1月16日

国土交通省 総合政策局安心生活政策課

<p>障害者基本法 第4条</p> <p>基本原則 差別の禁止</p>	<p>第1項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止</p> <p>何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。</p>	<p>第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止</p> <p>社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。</p>	<p>第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組</p> <p>国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。</p>
---	---	--	--

## 具体化



## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

- 【位置付け】 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、政府において施策の基本的な方向や対応要領・対応指針の基本となる考え方等を示すもの
- 【作成主体】 政府（閣議決定）
- 【作成手続】 案の作成に当たっては、障害者政策委員会の意見を聴くとともに、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じることが必要
- 【内 容】
  - ①障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向
  - ②行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項
  - ③事業者が講ずべき障害を理由とする差別の解消するための措置に関する基本的な事項
  - ④その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項（※）※ 障害を理由とする差別を解消するための支援措置に関する基本的な考え方等を想定

### 基本方針に即して作成

#### 国等職員対応要領

国の行政機関の長及び独立行政法人等が作成。障害を理由とする差別の禁止に関して当該機関等の職員が適切に対応することができるよう、当該機関等における不当な差別的取扱いの具体例や合理的配慮の好事例等を示す

#### 地方公共団体等職員対応要領

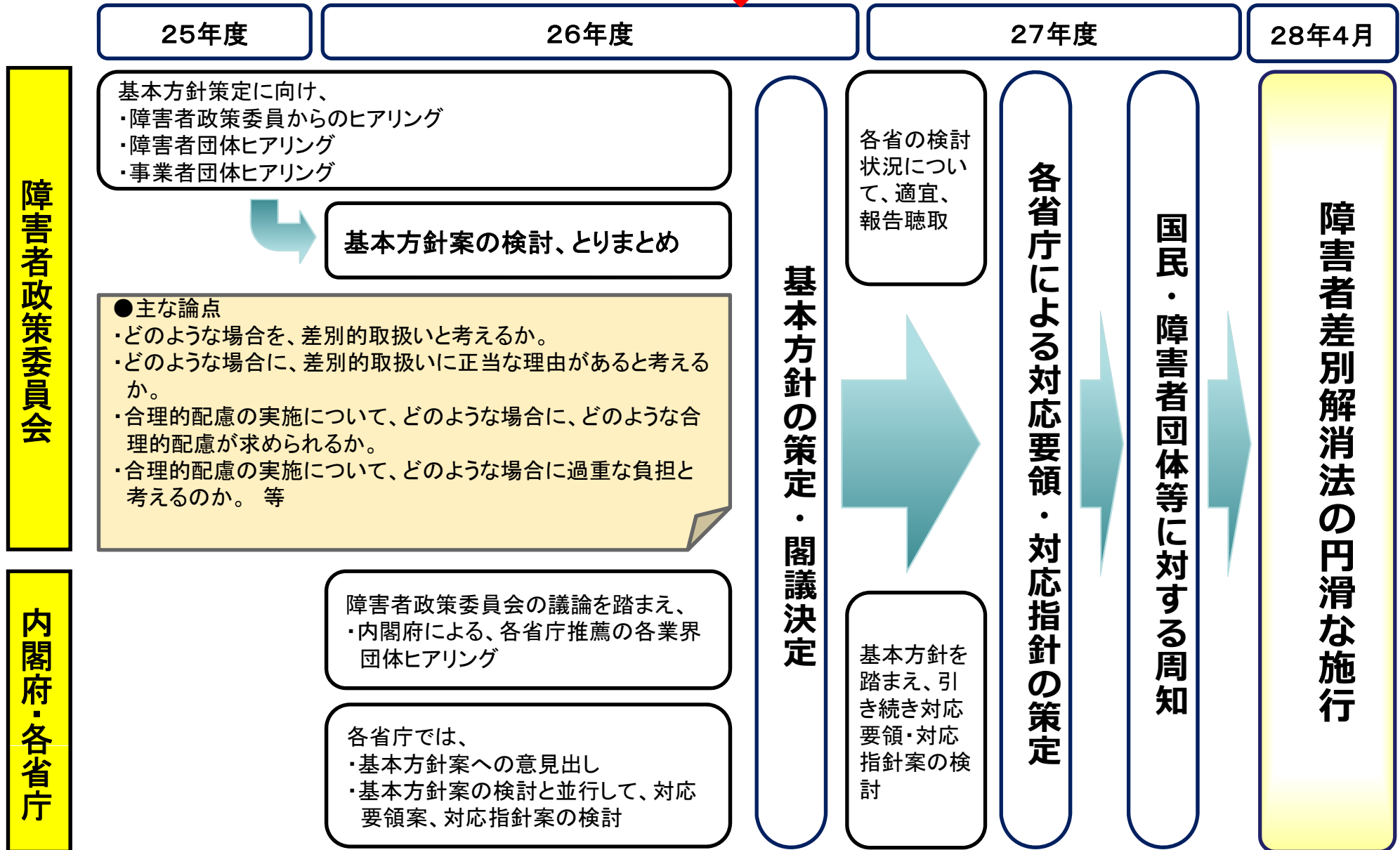
地方公共団体の機関及び地方独立行政法人が作成。障害を理由とする差別の禁止に関して当該機関等の職員が適切に対応することができるよう、当該機関等における不当な差別的取扱いの具体例や合理的配慮の好事例等を示す  
※ 地方分権の観点から、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は要領の作成に努めることとされている。また、要領の作成に関する国の協力に関する規定あり。

#### 主務大臣の定める対応指針

主務大臣が作成。障害を理由とする差別の禁止に関して事業者が適切に対応することができるよう、当該事業分野における不当な差別的取扱いの具体例や合理的配慮の好事例等を示す

作成に当たっては、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じることが必要  
(地方公共団体等職員対応要領については、必要な措置を講ずるよう努めることとされている)

## 【法施行までの流れ】



## 【基本方針(原案)のポイント】

### I. 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

- ◆ 対応要領及び対応指針は、不当な差別的取扱いや合理的配慮について、具体例も盛り込みながら分かりやすく示し、職員への徹底、事業者の取り組み促進、国民への周知を行うこと

### II. 行政機関等及び事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する共通的な事項

- ◆ 不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を障害のない者に比べて不利に扱うこと
- ◆ 合理的配慮は、本来業務に付随するものに限られること、事業の目的・内容等の本質的変更には及ばないこと
- ◆ 正当な理由や過重な負担の判断は、行政機関等や事業者が、個別の事案ごとに、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断し、その理由を障害者に説明し理解を得るよう努めること
- ◆ 正当な理由の判断は、以下の点を考慮すること
  - 障害者、事業者、第三者の権利利益
  - 行政機関等の事務・事業の目的・内容・機能の維持等
- ◆ 過重な負担の判断は、以下の点を考慮すること
  - 事務・事業への影響の程度
  - 実現可能性の程度
  - 費用・負担の程度
  - 事務・事業規模
  - 財政・財務状況

### III. 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項 【対応要領】

- ◆ 職員が遵守すべき服務規律の一環として定め、公表すること
- ◆ 記載事項として、以下のものが考えられること
  - ① 趣旨
  - ② 不当な差別的取扱い・合理的配慮の基本的考え方
  - ③ 不当な差別的取扱い・合理的配慮の具体例
  - ④ 相談体制の整備
  - ⑤ 職員への研修・啓発

### IV. 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項 【対応指針】

- ◆ 事業者の適切な判断のために作成し、公表すること
- ◆ 記載した具体例は強制する性格のものではなく、それだけに限られるものではないこと
- ◆ 記載事項として、以下のものが考えられること
  - ① 趣旨
  - ② 不当な差別的取扱い・合理的配慮の基本的考え方
  - ③ 不当な差別的取扱い・合理的配慮の具体例
  - ④ 事業者における相談体制の整備
  - ⑤ 事業者における研修・啓発
  - ⑥ 国の行政機関における相談窓口

### V. その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

- ◆ 環境の整備
  - ハード面でのバリアフリー化、職員に対する研修等を着実に進めること
- ◆ 相談及び紛争の防止等のための体制の整備
  - 相談窓口の明確化、対応職員の業務の明確化・専門性の向上を図ること
- ◆ 啓発活動
  - 研修等を通じて障害に関する理解の促進を図ること